

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 沖縄返還協定調印式(1)（調印式次第. 首脳挨拶文）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43559">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43559</a>

第三回  
( $\frac{6}{8}$ )

大		秘書官	
事務次官	情報文化局長	条約局長	アメリカ局長
官房長官	報道課長	条約課長	参事官 北米第一課長
官房総務参事官 官房書記官			
沖縄返還協定調印米側の打合せ			
(2の3)			
46.6.8			
午後一			
本件は(2)の件日本担当局にて打合せ (8日)を行なったところ(午後1時半)出席者 (下記)			
半田(午後担当), キム(政務担当), 当方(午後一), 傷造(午後), 米側 法朋, 三条, 林各等皆出席。			
記入			
1. 県知大臣・ロジースチ官会話。 当方より二点は行なわぬこととした 旨述べた。			
2. 7月1日午前9時15分から午後1時半まで 米側より、米側は午後二時を、アメリカは午後2時			

GA-6

外務省

(送稿差止めで記入を省略)  
(エバーゴード)

1. 2日、調印日の前日12時から午後1時半まで述べた。入院のスケート  
(午前8時から午後3時まで)。

高野井昌吉は、調印式のために東京に  
出でることを予定していないと想なう。  
(調印前日午後直後)

沖縄2の18時、午後1時半から午後2時半  
山内・二川・佐々木・高野井昌吉等が述べた。

3. ✓ 合同記者会見 (午後4時半まで終定した場合)  
 (1) 未便記者は午後4時半まで行なわないと  
半田大臣 (発言)  
未便記者 (発言)  
 (2) 未便記者は個別に質問を1つか2つ  
のうち代表者を決めて質問を3つ以内に式  
(午後3時半)  
午後3時半未便記者 (午後3時半)  
午後3時半未便記者 (午後3時半)  
 (3) 午後1時半は1時間20分を以て終了  
午後1時半は1時間20分を以て終了

GA-6 (4) 午後1時半は1時間20分を以て終了。(午後1時半は終了)  
午後1時半は1時間20分を以て終了。

→②一△ ぬい米側より、  
クーリー大統領より  
行なつたのが、アドバイスを行なつた場合に、レコードに  
記録され、これが日本側へ記録され、いつ伝達された  
旨述べた。  
(但し、アドバイスの記録はなほか)

#### 4. 米側が公表する文書。

米側が公表する文書には次のとおりである。  
(A) (B) (C) (D)

(1). 協定書及び~~付属文書~~文書。(英文のみ。)

これは東京、ワシントン、那覇の三所

1-2回公表した。(付属文書  
~~付属文書~~  
~~付属文書~~  
~~付属文書~~  
~~付属文書~~)

1969年、沖縄を日本政府が差し  
けたときに、米側が~~付属文書~~付属文書

+3回(?)。

(2). ニュース統領、ロジカル・スケート、エイ

ナダ、ラシバート高級弁務官が行なう

ロジカル・スケートメント。(日英両文)。

(3). 運送施設42件(日英両文)。

#### 5. 答覆文書

GA-6

外務省

米側より、コクセイによる調印式の数回

前回、20回以上配布されたことを旨述

した。この内容は、地理、人口、

経済等である。沖縄主要歴史年表、

マップ等、概要

1969年の共同声明とある内。だが

これらは何れも日本両文の書類。

6. 調印式次第

当方より、調印式次第を聞く。

次第は、(別添)のうえで説明した。補足説明

1. 次のとおり。

(1). 場所は官邸 大統領。

(2). テレビ中継体調印式の儀式の一部とは

せず、放送機関との取扱い(改訂の

便宣傳子)を受けて自主的に行なう。

GA-6

外務省

通せないといふ。従つて旅送の途中で映像が消えて調印の効果はほほう影響といふ。従つて、(3)も具合がいい。  
 (3) 暫間の連絡のために直通電話  
 (4) 故選の件を審査する。半個半禁。  
 (5) 半個より、半個の席を設けた。国務省  
 調印するところに(2)のスケジュール  
 執務室の近くの(1)。最後に  
 在大統領(国務省に出向いた先)ある。

8月  
 (8月25日、8月26日、8月27日)  
 了承。なお、当方より最初の取扱い  
 (8月25日)(8月26日)の挨拶の部分  
 (終始大統領)  
 (8月25日)最初の挨拶は(8月25日)の挨拶  
 (8月26日)の挨拶は(8月26日)の挨拶  
 大統領は(8月26日)の挨拶は(8月26日)  
 +場合によって極端なものは(8月26日)  
 が最も多く指摘された。  
 (8月25日)の挨拶は(8月25日)  
 (6) 半個より、大統領のスケジュール  
 がかかる。即ち4分程度である旨  
 述べた。また2件の大統領の挨拶を3~4分の由。  
 (7) 半個より、正確なことはなし  
 がるく半個のスケジュールは(8月26日)  
 着名の前で(8月26日)の挨拶は(8月26日)  
 や大統領へた。また通訳(8月26日)  
 場合によると画面の下部に日本語訳を  
 (技術的理由による)。

入らなかった出来事、同時に通訳セイ子と交  
換~~した~~おとづれした旨述べたので、

この点は今後 NHK 等専門家と商討す  
ること。

### 7. 4/11-サル

（調印式）当日の午前中に次の4/11-サル  
（当方より）

を行なう~~た~~旨述べた旨述べ、出来  
れば21日一大連~~で~~出席して得た旨  
(然しそとは代理者)

附言<sup>2</sup>おいた。(当方検討)。

### 8. 撤回検討

（半側）の規定元起きた調印直後以  
（当方より）

内部資料のみ使用べき撤回検討は  
以下の当方で検討中である。結果論外

出次第面談協議する。〔案〕<sup>2</sup>の

GA-6

外務省

10) 他の地区、欠員面でも若干問題点  
が~~ある~~旨~~取り扱いの問題~~の問題~~ある~~旨述べ  
(今後は改めて申込書提出する旨)

おいた。)

### 9. 調定本書カーネルおよび調印式打合 のための保管方法。

(先方の参考までに)

当方より、日本側よりは未練/引<sup>リ</sup>保管  
オペキ<sup>リ</sup>を<sup>リ</sup>定本書の運送<sup>リ</sup>シテ<sup>リ</sup>  
~~する~~

運ぶための2~4工の他に、調印式  
自体の打合<sup>リ</sup>のためにも<sup>リ</sup>引<sup>リ</sup>運<sup>リ</sup>保管  
(何れも調印式-2日<sup>リ</sup>返<sup>リ</sup>派<sup>ス</sup>す)

を派遣<sup>ス</sup>する旨<sup>リ</sup>おとづれおいた。  
担当中の

(半側専用人のみ<sup>リ</sup>権利表6月)

10. 会合後先方より電話にて、調印式(上)回覈  
営業<sup>リ</sup>行なわれた<sup>リ</sup>ので<sup>リ</sup>「合<sup>リ</sup>越<sup>リ</sup>した<sup>リ</sup>ので<sup>リ</sup>」、当方  
より、時間の都合もあり、行なわれた<sup>リ</sup>こと<sup>リ</sup>を了<sup>ス</sup>す旨  
答えておいた。

GA-6 外務省

機  
無期限

大臣  
官房長  
政務次官  
官房総務事務官  
事務次官  
官房書記官

沖縄返還協定調印米側との打合せ  
(その3)

昭和46. 6. 8  
アメリカ局北米第一課

本件に関する日米担当者間で第3回目の打合せ(8日)を行なつたところ下記のとおり。出席者は米側ヒチコック(広報担当)、キリオン(政務担当)、当方米北一長、情道谷口、米北一法眼、桑条林各事務官。

記

1. 愛知大臣・ロジャーズ長官会話

当方より、これは行なわないこととした旨述べたところ、先方了承。

2. プレスに対するバックグランド・ブリーフィング

米側より、米側もこれをアメリカ人プレスに對し、調印日の前日にエンバーゴつき(送稿差止めを含む最も厳しいもの)でしたい旨述べた。  
なお、ランパート高等弁務官は、調印式のため東京に出てくることを予定している趣なので、沖縄でのバックグランド・ブリーフは調印前日

ないし直後には行なわないことになろう旨述べた。

3. 愛知大臣・マイヤー大使合同記者会見

(行なわれることを想定した場合。)

- (1) 米側より、両者とも冒頭発言は行なわないこととした旨述べた。
- (2) 米側より、米側記者は個々に質問をしたがるので、代表者を決めて質問するという方式(プルシステム)をとることは困難と思われる旨述べた。(注: この点については追つてつめる必要あり。)

- (3) 米側より、時間は1時間で十分なりやとの要請が述べられた。(注: この点も追つてつめる必要あり。)

4. 米側が公表する文書

米側より、自らの手で公表する文書として次のとおりと述べた。

(1) 協定及び付属発表文書(英文のみ)

これらは東京、ワシントン、那覇の3カ所にて公表する。

(2) ニクソン大統領、ロジャーズ長官、マイヤー大使、ランバート高等弁務官が行なうフォーマル・ステートメント(日英両文)

なお、米側より、ニクソン大統領以下米側のステートメントを行なうものがアドリブを行なつた場合にも、レコードにとどめるために、これを日本側に記録として伝達できる。ただし、プレスへの配布はしたくない旨述べた。

(3) 返還施設リスト(いわゆる▲表と第6条合意議事録の表とを合せたもの。日英両文)

5. ファクト・シート

米側より、ファクト・シートは調印式の数日前にプレスに配布することとした旨、その内容は、沖縄に関する地理、人口、経済等の主要データ、戦後沖縄重要歴史年表、1969年の共同声明となる由。なお、これらはいずれも日英両文の由。

6. 調印式次第

当方より、調印式次第に関し、8日朝官邸に

おける会議後作成の次第案(別添)のラインで説明した。補足説明した点等は次のとおり。

- (1) 場所は、官邸大広間。
- (2) テレビ中継は、調印式の儀式の一部とはせず、放送機関が取材に関し政府の便宜供与を受け、自主的に放送するにすぎないという趣旨とする。(従つて、放送の途中で映像が消えても調印の効果はなんら影響されないという点においても具合がよい。)
- (3) 瞬間的連絡確保のために直通電話を設置する必要あり。(米側も養成。)
- (4) 米側より、米側は国務省で調印することとなろう旨述べた。(ロジャーズ長官の執務室の近くのホールを使うことになる可能性もあるとのこと。)また大統領が国務省に出向いた先例ある由。
- (5) 当方より、マイヤー大使の挨拶は、基地整理問題等実質を盛り込んだものとなると了解している旨意のため述べたところ、先方は承知しており、すでにその線で起案をした旨明

らかにした。

なお、当方より、大使挨拶の前の愛知大臣挨拶は、大臣がすでに一度発言したあとでもあり、ごく短いものになるかもしれない旨指摘しておいた。

(6) 米側より、大統領のスピーチは5分とはかからず、長くて4分程度であろう旨述べた。またマイナー大使の挨拶も3~4分の見込み由。

(7) 米側より、正確なところは分らないが、おそらく米側のテレビ放送は、付属文書署名の前で打切られることになると思われる旨述べた。また場合によつては、技術的理由により画面の下部に日本語訳を入れることができず、同時通訳とせざるをえないかもしれない旨述べたので、この点は今後日米等専門家とつめることとした。

## 7. リハーサル

当方より、調印式当日の午前中に式のリハーサルを行なう見込みなる旨述べ、できればマイ

ヤー大使（しからずば代理者）の出席もえたい旨付言しておいた。（先方検討。）

## 8. 擬問擬答

当方より、米側の提示越した調印直後に内部資料として使うべき擬問擬答は、目下当方で検討中であり、結論がで次第通報する旨述べた。（ワーティングの問題のほかに、実質面でも若干問題点があるので、連絡はシュミット書記官を通ずる旨述べておいた。）

## 9. 協定本書クーリエ及び調印式打合せのための係官派遣

先方の参考までに当方より、日本側としては米側が保管すべき協定本書をワシントンに運ぶためのクーリエのほかに、調印式自体の打合せのためにも、別途係官を派遣する方向（いずれも調印式一~2日に派遣の予定）で検討中の旨述べておいた。（米側も個人的には賛意表明。）

## 10. 会合後先方より電話にて、調印式上国歌吹奏は行なわないのかと聞合せ越したので、当方より時間の都合もあり、行なわないことになろう旨答えておいた。

沖縄返還協定調印に伴う広報に(第)13  
 米側との打ち合せ。(30.4.)  
 46.6.11  
 半C-(英語)

本件に関する半担当者間の第4回目の打ち合せ(11日)の結果を記載した。  
 → 下記のとおり。出席者は米側ビラツ(高級担当), 当方半C一氏, 半C二氏, 半C三氏, 条款林務官。報道課は都合の悪い記。

1. 国歌吹奏  
 当初より、行方不明の予定であった旨、曲目吹奏用

3の後官邸、やはり行方不明であるとの意向、調印式開会冒頭、行なったこの方針であるのに行なうことを大意、  
 その方法を述べたところ、米側は、  
 GA-6 ~~国歌を奏する順序(日本河内が先)~~は追々検討する。

(兩國歌の紹介について)  
 (防衛中央音楽院公演会1月23日)  
 后半代は45秒、半國國歌は約13分45秒  
 (約2分30秒)。

2. 合同記者会見

米側より、本件会見を行なうか否かについて  
 2. 日本国の方針は決してかくらむべきではない。  
 日本英國に滞在中の豊田大臣の御意向を照会しながら答えておいた。(後刻、  
 電報に2) 行なうとして差しつかえない旨の返事  
 表示があったので3の旨米側へ伝えた)。

なお、半側は、  
 本件会見時1月21日-13日10月には短い間を(同時通訳は採用せず)旨  
 (3月22日)

述べたのと、大臣の御厚朝をある決定  
 あること(た)。(なお半側は、ブルース入門  
 をあがく。はじつてもうれしい由)。

GA-6 外務省

### 3. 進行状況

当方より、前回の会合では、米側は

(署名等を行なへず)

進行係がロジスティクス等に呼びかけ  
~~署名等を行なへず~~ 本国に説明することに  
(3回の当否について)

12月21日(水), 結果如何と問うたところ、  
先方は回答は未確定の3回、取り扱いの

感覚で、呼びかけたことは適当と見ら  
れなかった。当方より、米側本国の意向が

ある(然)とせば 呼びかけることは"セオ",  
第一 第三者的な話題について"3回"の

「ロジスティクス会合が署名を行なへず」とさ  
るニンズ大統領の接続もしくは、等の問題

現地用ひ3回"あれば"日本側内部の在  
現について処理した旨述べたところ、先方と

(当方より、かかる放送方式をとるかは、当方内部の問題  
である旨述べたところ、先方了承。)

かかる方式を10種類なかよしと答えた。

なお 先方は、進行線を設けず、直通

電話による連絡をとつて式典進行方式は  
如何と述べたのじ、当方より進行係を

設けない式の階層上日本側と12次  
絶対必要あり、電話は1回えど映像

が消えたうな緊急の場合の2回使用  
するとしていた旨述べたところ、先方は了

承認。なお"当方より、ニンズ大統領は  
現実に調印式に出席するのり、3回とせ

う"ビデオ・テレホンによる録画とするのがいいと  
たところ、先方は未だ決つておらず答えた。  
(なお進行係の英語名は coordinator とし、master of  
ceremonies とは取れども再確認した)。

4. バーチャルランド・ブリードイン" 在京米  
半側より、米側は16日(火)大統領就任

これを行なうことを旨述べた。昨(10)日未定である、77-70-12 2719-公設

と在3見込の由。在ガウラニル(10)  
16日(具体の旨述べたの由)に、本国へ

おこなう 同様のバ...フアド: 77-70-12  
を1969年予定の旨附言した。(先方は77-70-

は不明なる旨述べたの由、当方より返事、  
当方の得失を情報としてシヨンジ次官並  
予定地にて述べておいた)。

### 5. 摂定の概答

米側(大), 既に日本側へ渡り去り

検討方針案12月米側の概問検討案

7.12の日本側コメンタを出来るや早

く提出する旨述べたの由、当方より  
(先方はシヨンジ次官の77-70-12用紙用紙  
予定であれ、ワントリヒトに付属する題)

を進み、出来るや早(①答申旨  
(出来れば 12月午前中))

答申た。

### 6. フクシ-1

(三) 米側(大), フクシ-1は 14日(9)に  
(調印日の前日位はフクシ-1既示)

出来る予定の由、出来次第当方へ  
届けを旨述べた。

(註) 内容は、沖縄の地理、人口  
経済等の主要データ、特徴沖縄重要

歴史年表、1969年の共同声明(何れ  
七日英語文)の由。

### 7. 通訳

米側(大), 口芝-2名古、ニシム大臣館

2件一大使 720-42, 行かれ。ウイ...ル  
外務省

△ なが当方より、最近の日本演説について  
当方が念頭にかかっているので、統理、豊田大臣のスピーチ  
は英文にして米国の視聴者に十分伝えたい旨述べさせていた。

### 大使特別補佐官として 同時通訳 せられた。(ロジャースを食事希望にて)

（内）旨述べた。先方は、ながうつて  
の地に 西山 干氏と確保してある旨

附言た。当方へ、米側の意向を  
アーティスト化上記のうちの二

スロー・テンポの大作曲無きじめあれ  
す。12つを要注意せしむる旨述べ

なし示唆 はあいた。(後刻 官邸  
小杉天皇宮にて上記決議を伝えた

ところ、同和天皇も ~~お~~ 同様の懸念  
をもつし、西山氏の方から直設ならん  
旨述べた)。さうより、統理、豊田大臣のスピーチ  
述べたところ、先方これを歓迎。△

### 8. 米側のテレビ放送を行なう機関

外務省

GA-6

往々より、半ばに ~~お~~ 何のテレビ会社  
が 中継を行なうのが決まってないのを、

NHK ~~は~~ TBS (民放のキー局) など。  
NET が TBS になった際) は ~~は~~

おり、なぜかUSTA が、なぜか放送権を持ったのである。

（内） ~~は~~ ある旨述べたところ、  
先方は、近日中に、どの会社が

何の会社が  
中継を行なは決まると思っており、  
最も悪の場合は、USTA が責任を

中継行なう ~~は~~ (上記の場合は米国内に  
も、2本別の映像を流すので、あり)  
心配になつておられる旨述べた。

（連絡）  
なお、ワシントンにおける国際放送の窓口は  
ブレイカ報官の内。

### 9. その他

#### (1). レセプロニクル

GA-6

外務省

当方より、一時予定にあった式後の  
レセプションは行なわぬこととした  
後日、日を改めて2行なうこととした  
旨述べた。

(2). 宮邸でのセレブン<sup>o</sup>  
当方より、宮邸大広間における<sup>お場所</sup>  
のセレブン<sup>o</sup> 12月12日、大まかに説明  
をおいた。

(3). スピーチを行なう方式 (2, 2行なうが座った  
ままで行なうか)

当方より、基準1/2の点はつぶ  
開心がある趣だ<sup>うき</sup>が、<sup>後期大作</sup>  
日下設計中<sup>中</sup>…

ある旨述べておいた。重ねて経理室  
お見せ立たれ、書見台 (lectern)  
使用<sup>しゆ</sup>工事<sup>こうじ</sup>となる方と (Ktd.) 旨附言  
/終

12月12日。  
~~セレブン<sup>o</sup>~~



沖縄返還協定調印に伴う広報  
に関する米側との打合せ  
(その4)

昭和46.6.11  
アメリカ局北米第一課

本件に関し日米担当者間で第4回目の打合せ  
(11日)を行なつたところ下記のとおり。出席  
者は米側ヒチコック(広報担当)、当方米北一長、  
米北一法眼、条条林両事務官、報道課は都合によ  
り欠席。

記

1. 国歌吹奏

当方より、国歌吹奏は当初は行なわない予定  
であつたが、その後官邸はやはり行なうべきで  
あるとの意向となり、調印式開会冒頭に行ない  
たいとの方針にあるので、行なうこととした旨  
述べたところ、米側了承。国歌を奏する順序  
(日米いずれがさきか)は追つて検討する。

(なお、防衛中央音楽隊に両国歌の長短につ  
いて照会したところ、君が代は約45秒、米國  
国歌は約1分48秒かかるとのことであつた。)

2. 合同記者会見

米側より、本件会見を行なうか否かについて  
日本側の方針は決つたかと問うたので、目下英  
国に滞在中の愛知大臣の御意向を照会中なる旨  
答えておいた。(後刻、電報にて、大臣より行  
なうことで差支えない旨の御指示があつたので、  
その旨米側に伝えた。)

なお、米側は、本件会見時間が1時間では短  
かすぎると思う(同時通訳は採用せず。)旨述べ  
たので、大臣の御帰朝をまつて御決定をあお  
ぐこととした。(なお、米を含む外人記者に關  
しては、プール・システムはどうしてもそれな  
い由。)

3. 進行係

当方より、前回の会合では、米側は進行係が  
ロジャーズ長官等に署名等を行なうべき旨呼び  
かけるとの當否について、本国に請訓することになつて  
いたところ、結果いかんと問うたところ、先方は回答は未接続なるも、とりあえず  
の感触として、呼びかけることは不適當と思う

旨述べた。当方より、米側本国の意向がもししかしりとせば呼びかけることはせず、単に第三者的話法にて、たとえば「ロジャーズ長官が署名を行ないます。」とか、「ニクソン大統領が挨拶されます。」等の表現を用いることで、あくまで日本側内部の表現として処理したい旨述べたところ、先方も、かかる方式なら問題ないだろう旨答えた。(当方より、呼びかけを行なわない以上、いかなる放送方式をとるかは、当方内部の問題である旨述べたところ、先方了承。)

なお、先方は、進行係を設けずに、直通電話にて連絡をとりつつ式を進める方式はいかがと述べたので、当方より、進行係を設けることは式の性格上日本側としては絶対に必要であり、電話はたとえば映像が消えたような緊急の場合にのみ使用することとしたい旨述べたところ、先方は了承した。なお当方より、ニクソン大統領は現実に調印式に出席するのか、それともビデオ・テープによる録画とするのかと問うたところ、先方は未だ決つていないと答えた。

(なお、進行係の英語名は coordination であり、 master of ceremonies ではないことを再確認した。)

#### 4. バックグランド・ブリーフィング

米側より、米側は 16 日(水)在京米大使館にて、これを行なうこととした旨述べた。時間は未定であり、ブリーファーはスナイダー公使となる見込の由。なお先方は、ワシントン時間 16 日(具体的時間未定の由)に、本国においても同様のバックグランド・ブリーフィングを行なう予定の旨付言した。(先方はブリーファーは不明なる旨述べたので、当方より追つて、当方のえている情報ではジョンソン次官が予定されている趣なる旨述べておいた。)

#### 5. 摘問摘答

米側より、すでに日本側に渡してあり検討方依頼している米側摘問摘答についての日本側コメントをできるだけ早く知らせて欲しい旨述べたので(先方はジョンソン次官のブリーフィング用にも用いられる予定であり、ワシントンに送り

込む必要ある趣。)、当方より、なお急ぎ検討を進め、できるだけ早く(できれば12日午前中に)回答する旨答えた。

#### 6. ファクシート

米側より、調印日の前々日位にプレスに配布するファクシート(注)は14日(月)にできる予定なので、でき次第当方に届ける旨述べた。

(注)内容は、沖縄に関する地理、人口、経済等の主要データ、戦後沖縄重要歴史年表、1969年の共同声明(いずれも日英両文)の由。

#### 7. 通訳

米側より、ロジャーズ長官、ニクソン大統領及びマイヤー大使のスピーチは、いずれもウィッケル大使特別補佐官をして同時通訳せしめた(ロジャーズ長官も希望している由。)旨述べた。先方は、なおウィッケルのほかに西山千氏も確保している旨付言した。当方より、米側の意向をテーク・ノートした上で、ウィッケルはスロー・テンポのおそれなきにしもあらずに

つき要注意かもしれない旨それとなく示唆しておいた。(後刻、官邸小杉秘書官に上記次第を伝えたところ、同秘書官も同様の懸念をもらし、西山氏の方が適役ならん旨述べた。)当方より、総理、愛知大臣のスピーチは速ブ・タイトルにて英訳して流す予定なる旨述べたところ、先方これを歓迎。お、当方より、最近の日米関係についても当方は念頭においているので、総理、愛知大臣のスピーチは英文にて米国視聴者に十分伝えたい旨述べておいた。

#### 8. 米側のテレビ放送を行なう機関

当方より、米側においていずれのテレビ会社が中継を行なうのかが決つていないので、N H K、T B S(民放のキー・ステーション。N E TがT B Sになつた趣。)は困つており、もはやU S I Aにやつてもらうという段階にきていいのではないかとの懸念をもつている趣である旨述べたところ、先方は近日中にどの会社~~か~~中継をするかは決まることと思うが、いずれの会社も中継しないという最悪の場合にも、U

S I A が責任をもつて米側の映像を流すので（ただし、この場合は米国内法上米国内には放映できない。）、あまり心配しないで欲しい旨述べた。

なお、ワシントンにおける国務省の連絡窓口はブレイ広報官の由。

## 9. その他

### (1) レセプション

当方より、一時予定にあつた式後のレセプションは行なわないこととなり、後日、日をあらためて行なうこととした旨述べた。

### (2) 官邸でのセットアップ

当方より、官邸大広間における式場のセットアップについて、大まかに説明しておいた。

### (3) スピーチを行なう方式（立つて行なうか座つたままで行なうか）

当方より、米側にてこの点について関心がある趣だが、目下検討中である旨述べておいた。なお総理はおそらく立たれ、書見台（lecterFa）を使用されることになるかもしれない旨付言しておいた。